

令和7年度 まんのう町放課後児童クラブ利用案内

放課後児童クラブは、保護者が就労等により、放課後や長期休業中に家庭にいない児童に対し、適切な遊びの場や生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として実施しています。

実施主体

まんのう町教育委員会

電話 0877-89-7100(学校教育課)

(問い合わせ等は学校ではなく、学校教育課・各放課後児童クラブへご連絡ください。)

利用できる児童

まんのう町内の小学校に就学していて、次のいずれかに該当する児童。

- ① 保護者等(令和7年4月1日時点で75歳未満)が就労のため家庭を留守にしており、帰宅するまで常に家で1人になる児童。
- ② 保護者等が疾病や出産、その他やむをえない事情にあり、常に家で1人になる児童。(ただし、保護者が出産の場合利用期間は産前産後2か月までとする。)
- ③ その他教育委員会が認める児童。

開設日と開設時間

開設日	開設時間
○平日(学校休業日を除く、月曜日～金曜日)	授業終了後～午後6時(最長で午後6時30分まで)
○土曜日 ○学校行事で振替休業日となる日 ○長期休業期間(春・夏・冬休み) (学年始休業日：4/1～4/5 夏季休業期間：7/21～8/31 冬季休業期間：12/25～1/7 学年末休業期間：3/25～3/31) ※ 長期休業期間は変更する場合があります。	午前7時30分～午後6時 (最長で午後6時30分まで)

休業日

日曜日、祝日、お盆(8/13～8/15)、年末年始(12/29～1/3)、
教育委員会が指定する日(学級閉鎖や自然災害により学校が休みの場合など)

一日のプログラム

(平常日：例)

授業終了後から								18:00 (18:30)
持ち物の整理・おやつ	学習の時間	室内外で運動及び遊び						帰宅

(長期休業日・振替休業日・土曜日：例)

7:30		12:00～13:00					18:00 (18:30)	
持ち物の 整頓	学習の 時間	室内外での運 動及び遊び	昼食	学 習 の 時間	室内外で運 動及び遊び	おやつ	室内外で運 動及び遊び	帰宅

名称及び実施場所

名 称		実 施 場 所	連 絡 先
琴南小学校 放課後児童クラブ		琴南小学校放課後児童クラブ専用施設 まんのう町造田 1982-1（旧造田診療所内）	070-4510-9584
長炭小学校 放課後児童クラブ		長炭小学校放課後児童クラブ専用施設内 まんのう町炭所西 1431-2	070-2186-8461
満濃南小学校 放課後児童クラブ	第1教室	満濃南小学校放課後児童クラブ専用施設内 まんのう町吉野 74-1	070-4510-9586
	第2教室		
四条小学校 放課後児童クラブ	第1教室	四条小学校放課後児童クラブ専用施設内 まんのう町四條 734-1	070-4510-8357
	第2教室		
高篠小学校 放課後児童クラブ	第1教室	高篠小学校放課後児童クラブ専用施設内 まんのう町東高篠 95-1	070-2186-8460
	第2教室		
仲南小学校 放課後児童クラブ		旧仲南東保育所内 まんのう町帆山 744-23	070-4510-9290
【土曜日専用】 土曜放課後児童クラブ		四条小学校放課後児童クラブ専用施設内 まんのう町四條 734-1	070-4510-9289

※ 土曜日は、四条小学校放課後児童クラブ専用施設内で実施しています。

※ 連絡先は変更する場合があります。

利用決定の有無について

提出された書類の内容を審査し、利用を承認した時は「登録決定通知書」を、承認しない時は「利用不承認通知書」を保護者に送付します。また、指導員数や施設の広さ、児童（本人）の安全の確保等により受け入れできない場合がありますのでご承知おきください。

保護者が放課後児童クラブ利用料、給食費、保育料、預かり保育利用料を滞納している場合は利用できません。

面談及び利用説明について

登録が決定した新規利用者は、必ず事前に指導員との面談を行っていただきます。

利用を希望する放課後児童クラブへご連絡いただき、面談日を各クラブと調整のうえ、面談（保護者と利用児童本人）及び利用説明を受けてください。1日単位の短期利用についても、新規利用者は面談が必要です。面談の所要時間は5～10分程度です。

日程調整の連絡は、平日午後3時～午後6時の間をお願いします。

利用登録決定後の変更について

放課後児童クラブを利用する期間や時間、住所や氏名、保護者の勤務先、登録児童台帳の変更など、放課後児童クラブ申込書提出後に記載事項や添付書類に変更があった場合は、必ず放課後児童クラブまで連絡し、速やかに新しい必要書類を提出してください。

利用の停止等

次のいずれかに該当するとき、教育委員会は放課後児童クラブの利用を停止、または利用の承認を取り消す場合があります。

- ・利用対象児童の要件に該当しなくなったとき
- ・正当な理由がなく利用料等を2カ月以上滞納したとき
- ・偽りその他の不意性な手段により利用の承認を受けたとき
- ・その他教育委員会が放課後児童クラブの管理運営上支障があると認めるとき

(例) 児童が放課後児童クラブ等の物を壊す、他の児童や指導員にケガを負わせるおそれがある等危険な行為をする、など

利用の中止・休止について

放課後児童クラブを利用する必要がなくなり中止をする場合は「中止届」、休止する場合は「休止届」を利用している放課後児童クラブへ提出してください。

利用期間終了後や「中止届」を提出した後に利用する場合は、再度利用申込書の提出が必要です。

傷害保険について

放課後児童クラブは学校の管理下を離れますので、学校保険（日本スポーツ振興センター災害給付）の適用は受けられません。スポーツ安全保険に必ず加入していただきます。なお、病院で受診される際には、子ども医療が利用できます。

保険料については、利用期間に関係なく、初回利用月の料金に安全保険料の800円（年額）が加算されます。

保護者への連絡等

利用児童の指導・育成、放課後児童クラブの運営上必要な事項については、文書または指導員が口頭でご連絡します。

また、放課後児童クラブの利用時間内での発熱・ケガ等におきましては、速やかに保護者にご連絡いたしますので、保護者の方で病院等へ連れて行っていただきますようお願いいたします。緊急性のある場合は、救急搬送と同時に保護者にご連絡いたします。

集団生活の中では、友達同士のトラブルや突発的なケガなどが発生する場合があります。安全管理上最善の対応に努めてまいりますが、ご理解いただきますようお願いします。

利用料の支払いについて

(1) 口座の登録について

- ・引き落とし口座の登録は、ゆうちょ銀行または香川県農業協同組合のいずれかとなります。
- ・以前に、こども園で預かり保育利用の口座登録いただいている方や、兄弟姉妹の放課後児童クラブの利用があった方の新規登録は不要です。
- ・新規の方は、「登録決定通知書」と一緒に口座振替依頼書をお送りしますので、利用開始までに登録をお願いします。一度口座を登録いただきますと、翌年度以降の再手続きは不要です。
- ・引き落とし口座を変更する場合や、依頼書を書き損じた場合は、各放課後児童クラブ指導員または教育委員会学校教育課までご連絡ください。

(2)支払い(引き落とし)について

- ・利用料は、利用月の翌月15日に登録いただいた口座から引き落としをさせていただきます。15日が金融期間休業日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。領収証は発行しませんので、登録口座の通帳を記帳するなどして、各ご家庭で確認してください。
- ・引き落としができなかった場合、翌月の引落日に再度引き落とし(再振替)をします。(3月利用料の再振替はありません。)再振替できなかった場合は、納付書を発行しますので、金融機関の窓口にて現金でお支払いください。

利用料の減免について

生活保護世帯、まんのう町就学援助費受給者は減免制度があります。

詳しくは教育委員会学校教育課(電話 0877-89-7100)までご相談ください。

利用料金について 利用する月に、選んだ利用区分の合計金額が、その月の利用料になります。

月利用する場合（月額）

単位：円

利用区分 \ 利用する月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校がある日	午後6時まで利用	4,000	4,000	4,000	3,000		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	午後6時30分まで利用	4,500	4,500	4,500	3,500		4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
学年始・学年末 冬季休業日 夏季休業日	午後6時まで利用	1,500			2,500	7,000				1,500	1,500		1,500
	午後6時30分まで利用	2,000			3,000	7,500				2,000	2,000		2,000
土曜日	午後6時まで利用	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	午後6時30分まで利用	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

短期利用する場合（日額）

単位：円

学校がある日	午後6時まで利用	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
	午後6時30分まで利用	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
学校がない日 土曜日 振替休業日 長期休業期間	午後6時まで利用	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
	午後6時30分まで利用	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

○利用期間に関係なく、スポーツ安全保険料 800 円が加算となります。（初回利用月のみ）

○利用日数が少ない場合、日額での利用料になる場合もあります。1ヶ月当りの短期利用料金の合計額が月額を超える場合は、月額料金となります。

○午後6時までの利用で登録していた場合でも、1回でも午後6時過ぎにお迎えに来られた場合、午後6時30分までの料金になります。

○月額は同一世帯から2人以上の児童が利用している場合は、2人目以上の児童に係る利用料については、表に定める額に2分の1を乗じて得た額になります。

○短期は同一世帯から2人目以上の児童が同日同時利用の場合は、2人目以上の児童に係る利用料については、表に定める額に2分の1を乗じて得た額となります。

○振替休業日利用については1日ごとに月額に加算。1ヶ月に2日以上利用の場合は土曜日月額の料金になります。

＊ ＊ まんのう町放課後児童クラブ利用上の注意 ＊ ＊

安全な放課後児童クラブ利用には、保護者と指導員の協力が不可欠です。

保護者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

児童クラブは留守家庭になる場合のみ利用できます。宿題をして帰ってきて欲しいから、友達が利用していて楽しそうだから、という理由では利用できません。

また、利用を希望する期間内でもお子様を保育できる方がいる日は利用できません。お仕事が休みの日や就業時間によって保護者の方等が家におられる場合(在宅勤務・テレワークを除く。)は、ご家庭でお子様との時間を大切にしてください。

また、仕事を辞められた、育児休業を取得されているなど、保護者の方がご家庭におられるようになった場合は「中止届」を提出してください。

放課後児童クラブでは宿題を行う習慣をつける指導はしますが、宿題を全部仕上げることや、正解まで求めることを目的とはしておりません。そのため、勉強を教えるような一般的な塾のようなことは行っておりません。宿題はご家庭でご確認ください。

【昼食について】

学校給食のない日は、各自お弁当、水筒を持参してください。

【出欠の連絡について】

出欠の予定が変わった場合は、必ず各放課後児童クラブまたは教育委員会(学校教育課)に連絡をお願いします。児童からだけの変更の連絡では受付できませんので、必ず保護者からお願いします。

【保護者等の送迎について】

放課後児童クラブを利用する児童の保護者等は、当該児童の安全を図るため、利用に際しては送迎の責務を負うものとします。来室(土曜日、振替休業日、長期休業日)、退室する際には、保護者の方が必ず放課後児童クラブ教室入口まで来てください。指導員との対面での引き渡しをお願いします。

申請いただいている保護者の方以外のお迎えになる場合は、必ず保護者の方から放課後児童クラブ指導員までご連絡ください。保護者以外の方のお迎えになった場合、児童の引き渡しをお断りしたり、本人確認をさせていただく場合があります。

【問い合わせについて】

問い合わせは学校ではなく、教育委員会(学校教育課)または各放課後児童クラブへご連絡ください。各放課後児童クラブへの電話は、平日午後3時以降、振替休業日及び長期休業中は午前7時30分以降をお願いします。

【その他】

施設及びその備品等を壊した場合は、全額弁償していただきますのでご承知願います。

既納の利用料は還付しません。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りではありません。なお、還付金が発生した場合は、利用料振替口座へ送金します。